

令和8年度 働く女性のネットワーク活動支援補助金

県内企業や団体等が実施している
様々な職種や立場で働く女性が交流できる
ネットワークの継続・拡大を支援します！

補助

補助事業	以下の点のいずれかの内容が実現される取組 ・様々な職種や立場で働く女性が交流できる機会の提供 ・参加者同士がキャリアに関する悩みを共有・相談できるもの ・参加者が身近なロールモデルを見出せるもの
事業実施主体	次の要件を全て満たす団体等とします。 法人格の有無は問わず、また、複数の団体等と協働する者を含みます。 (1)継続的に活動する団体等であって、構成員が5名以上であること。 (2)ネットワークを運営する体制が整っており、運営の拠点となる事務局、事務所等が県内に所在すること。 (3)事業実施にあたり、県との連絡調整を円滑に行うことができる体制を有すること。 (4)暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。
補助対象経費	事業実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、広告宣伝費、使用料及び賃借料等 <取組例> ・ネットワークの活動継続に向けたSNS開発及びホームページ作成 ・ネットワークの取組充実のための先進事例の視察、外部専門家活用 など
補助額	200千円 ※補助限度額
補助率	2/3

申込期限

令和9年2月15日(月)

※予算に限りがありますので、原則申込先着順に交付決定します。
※令和9年3月15日までに完了を報告いただける事業を対象に募集します。

交付申請書等の必要書類を裏面の問合せ先まで郵送、持参又は電子メールでご提出ください。



※裏面のQ&Aもご確認ください！

(裏面)働く女性のネットワーク活動支援補助金Q&A

本補助金で想定される質問事項について、Q&Aを記載します。

質問	回答
①法人格を持たない任意団体は事業実施主体になれますか？	法人格の有無は問いません。ただし、構成員が5名以上であることや事務所等が県内に所在することなどが条件になります。 詳細は補助金交付要綱でご確認ください。
②補助対象となる経費や取組例を教えてください。	事業実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役員費、広告宣伝費、使用料及び賃借料等が補助対象となります。また、取組例は以下のとおりですが、他にも事業目的に合致するものは対象となります。 不明な点があれば県までお問い合わせください。 <取組例> ・ネットワークの活動継続に向けたSNS開発及びホームページ作成 ・ネットワークの取組充実のための先進事例の視察、外部専門家活用 など
③県の補助金交付決定前に事業着手（業務発注等）は可能ですか？	交付決定前に事業着手は認められません。また、交付決定前の事業着手により生じた経費は補助金対象外です。
④補助金交付決定後に事業計画を変更したい場合はどうすればよいですか？	県の変更承認が必要な場合があるので、まずは速やかに県までお問い合わせください。県の変更承認なく生じた経費は補助金の対象外です。
⑤パソコン、タブレットは補助対象になりますか？	汎用性がある物品の購入は原則として補助対象外です。ただし、本補助事業のためにリースしたと認められるパソコンやタブレットのリース料については補助対象となります。
⑥消費税、振込手数料、食糧費（茶菓代等）は補助対象になりますか？	補助対象外です。
⑦補助金は概算払してもらえますか？	本補助金は、補助事業完了後に精算払します。

詳細は、本補助金交付要綱にてご確認ください。➡
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/322854.htm>)



【問い合わせ先】鳥取県男女協働未来創造本部 未来創造課
〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心内
(電話)0858-23-3976
(Eメール)mirai-souzou@pref.tottori.lg.jp